

職需発1227第1号
令和4年12月27日

都道府県
各保健所設置市 衛生主管部（局）御中
特別区

厚生労働省職業安定局
需給調整事業課長
（公印省略）

災害発生時に災害対応のために行う薬剤師の派遣の
「労働者派遣事業」への該当性について

今般、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）において、「災害時における薬剤師が行う調剤業務等への労働者派遣（2条1号）については、職務の円滑な実施を図るため、一定の場合には労働者派遣事業（同条3号）に該当しないことを明確化し、都道府県労働局及び地方公共団体に令和4年度中に通知する。」とされたことを受け、災害発生時に災害対応のために行う薬剤師の派遣に係る解釈について、別添のとおり各都道府県労働局宛てに事務連絡を発出しておりますので、お知らせいたします。

照会先：
職業安定局需給調整事業課
需給調整係 伊藤、津川
03-5253-1111（内線5745）

事務連絡
令和4年12月27日

各道府県労働局
(愛知、大阪労働局を除く)
職業安定部長 殿
東京、愛知、大阪各労働局
需給調整事業部長 殿

職業安定局需給調整事業課
課長補佐 (需 給 調 整 担 当)

災害発生時に災害対応のために行う薬剤師の派遣の
「労働者派遣事業」への該当性について

需給調整事業に係る指導監督業務については、日頃から多大なるご尽力をいただき感謝申し上げます。今般、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月20日閣議決定)において、「災害時における薬剤師が行う調剤業務等への労働者派遣(2条1号)については、職務の円滑な実施を図るため、一定の場合には労働者派遣事業(同条3号)に該当しないことを明確化し、都道府県労働局及び地方公共団体に令和4年度中に通知する。」とされたことを受け、災害発生時に災害対応のために行う薬剤師の派遣(以下「薬剤師の災害時派遣」という。)の「労働者派遣事業」(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1項第3号)への該当性に関して、下記のとおり解釈をお示ししますので、今後の取扱い等について遺漏なきようお願いいたします。

記

1. 「業として行う」の解釈

「労働者派遣事業」とは「労働者派遣を業として行うこと」をいい、「業として行う」とは、一定の目的をもって同種の行為を反復継続的に遂行することをいう。1回限りの行為であったとしても反復継続の意思を持って行えば事業性が認められるが、形式的に繰り返し行われていたとしても、全て受動的、偶発的行為が継続した結果であって反復継続の意思をもって行われていなければ、事業性は認められない。

反復継続の意思があるかどうかは、一般的な社会通念に則して個別のケースごとに判断されるが、営利を目的とするか否か、事業としての独立性があるか否かが反復継続の意思の判定の上で重要な要素となる。

2. 薬剤師の災害時派遣の「業として行う」への該当性について

薬剤師の災害時派遣については、通常、生命の危機も予想される緊急的な状況において、行政機関からの協力要請に基づく活動であるため、受動的、偶発的な要素に基づき行われるものであり、また、営利を目的とするとも事業としての独立性があるとも考えられないことから、反復継続の意思はないと考えられる。

従って、薬剤師の災害時派遣は、原則として、「業として行う」には該当しないため、「労働者派遣事業」に該当しないと考えられる。

なお、反復継続の意思があるかどうかは、一般的な社会通念に則して個別のケースごとに判断されるため、上記の事情があっても、他の事情から、「労働者派遣事業」に該当すると判断される場合もあり得ることに留意すること。

照会先：
職業安定局需給調整事業課
需給調整係 伊藤、津川
03-5253-1111（内線 5745）